

好評につき 令和3年度 胃・大腸・肺がんセット検診

胃がん・大腸がん・肺がん検診を1日で受ける検診です。令和元年度より開始したセット検診は、2年続けて定員を大きく上回る申込みをいただいたため、令和3年度は定員を440人に増やして実施します。

☑清瀬市に住民登録のある40歳以上(昭和57年3月31日以前生まれ)の方。定員440人(申込者多数の場合は抽選)。抽選結果は4月下旬に郵送。郵送前に結果を確認したい方は、4月15日以降にお問い合わせください。☑場右表参照(詳しい日程は、検診機関に予約する際に決定します)

費2,000円(喀痰検査をする場合は2,500円)。50歳以上(昭和47年3月31日以前生まれ)の方は無料。世帯全員が住民税非課税の方、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付対象者は、その証明書を提出すれば費用負担はありません【検査内容】胃がん検診=バリウムを飲み、エックス線撮影。大腸がん検診=便潜血反応検査。肺がん検診=肺のエックス線撮影。50歳以上(昭和47年3月31日以前生まれ)で、喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の方(過去に喫煙していて、現在は喫煙していない方も含む)は、喀痰検査

も実施できます。☑場4月1日から8日(消印有効)に、直接窓口または電子申請、はがき(記入例参照)で健康推進課健康推進係☎042-497-2075へ

※感染症対策のため、可能な限り窓口でのお申し込みはお控えください。

※電話での申込みはできません。

【はがき記入例(裏面)】

令和3年度
セット検診申込み

- 住所
- 氏名(ふりがな)
- 生年月日
- 電話番号
- 喀痰検査の該当有無
- 受診日(複数記入可)
(※実施日のなかから選ぶください)

詳しくはこちら



日程など

実施日	場所	定員
5月22日(土)	健康センター	90人
5月23日(日)		90人
5月24日(月)		90人
6月~12月の平日	複十字病院	170人

☑送付先

〒204-8511
清瀬市生涯健康部健康推進課
がん検診担当行
※個別郵便番号のため住所は不要。

令和3年度 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について

下記対象者へ肺炎球菌感染症の定期予防接種の費用を一部助成しています。例年3月末に予診票を送付していましたが、今年は新型コロナウイルスワクチンと明確に分けるため、予診票の発送時期を変更します。発送時期が決まり次第、市報及び市ホームページでお知らせします。☑場に市に住民登録があり、令和3年度において別表の年齢となり、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、かつ接種を希望する方【実施期間】4月1日(木)~令和4年3月31日(木) 費5,000円。10月(予定)以降は半額の2,500円(生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付対象者は減免制度あり) ☑場清瀬市内指定医療機関 ☑健康推進課健康推進係☎042-497-2075

※市に接種記録がある方には、予診票は送付しません。

※予診票の発送よりも前に接種を希望される場合は健康推進課へ申請してください。申請書は健康推進課窓口または市ホームページから印刷してご利用ください。

対象年齢

年齢	令和3年度対象者生年月日
65歳	昭和31年4月2日~昭和32年4月1日
70歳	昭和26年4月2日~昭和27年4月1日
75歳	昭和21年4月2日~昭和22年4月1日
80歳	昭和16年4月2日~昭和17年4月1日
85歳	昭和11年4月2日~昭和12年4月1日
90歳	昭和6年4月2日~昭和7年4月1日
95歳	大正15年4月2日~昭和2年4月1日
100歳	大正10年4月2日~大正11年4月1日

骨髄移植などの医療行為により免疫を消失した小児に対する任意予防接種費用の助成について

令和3年度から、骨髄移植などの医療行為により子どもの定期予防接種で獲得した免疫を消失された子どもに対し、任意予防接種費用の一部または全額を助成します。☑場次の要件をすべて満たす方。①骨髄移植などの医療行為により免疫が消失し、医師から再接種が必要であると判断された方②再接種時に清瀬市に住民登録があり、20歳未満である方

【対象予防接種】予防接種法で定められた子どもの定期予防接種としてすでに接種した予防接種で、医師が再接種が必要であると認めた予防接種

【助成金額】再接種を受ける予防接種によって異なります(当該年度において市が実施する定期予防接種における契約医療機関との委託単価と、実際に再接種で支払った接種費用を比較していずれか少ない額) ☑場事前申請が必要です。接種後の申請はできません。ご希望の方は、直接窓口または電話で子育て支援課母子保健係☎042-497-2077へ

※必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

公共施設再編計画(地域レベル編)に係る意見交換会の開催について

市では、令和元年度に清瀬市公共施設再編計画を策定し、全市レベルの公共施設の再編の方向性を示すとともに、地域レベルの公共施設については、小学校を地域の拠点と位置づけ、そこにコミュニティ施設を集約していくという再編の考え方を定めています。

また、令和2年5月に「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、清瀬市立小・中学校における適正な児童・生徒数、学級数及び通学距離につ

いて決めました。

学校やコミュニティ施設の再編については、市民の皆さまのご意見を頂戴し、反映させていくことが重要であると考えており、今後順次意見交換会を開催します。

日程は決まり次第、市報などでお知らせします。将来の市の学校や公共施設のあり方について、皆さまの考えや思いを、ぜひお聞かせください。☑企画課企画調整担当☎042-497-1802、教育総務課庶務係☎042-497-2537

消費生活相談の現場から

賃貸住宅の連帯保証人が負う極度額ってなに?

【事例】

息子が住んでいる賃貸住宅の連帯保証人になっている。更新時期となり、賃貸住宅の管理会社から連帯保証契約書が送付された。息子は10年以上同じ賃貸住宅に住んでいるが、なぜ改めて連帯保証契約を取り交わす必要があるのか。また、極度額300万円と記載されているが極度額とは何か。

【アドバイス】

賃貸住宅の連帯保証契約は、連帯保証人になる時点では保証の対象となる債務がどの程度になるかわからない根保証契約(※)です。債務の一例としては、借主が家賃を滞納して契約を解除された場合、延滞賃料・解除後の賃料相当損害金・明け渡しの強制執行の費用・明け渡し後の原状回復費用など、借主が負うべき債務の一切について借主と同様の支払い義務を負います。

このように連帯保証契約とは、連帯保証人にとって大きな負担を強いられる契約です。民法改正により、令和2年4月1日以降の契約は、個人(会社などの法人以外の者)が保証人になる場合、極度額



(連帯保証人が支払い義務を負う限度額)の定めのない根保証契約は無効となりました。事例のような法改正以前の連帯保証契約にも、改めて極度額を定める必要があるかどうかは判断の分かれるところですが、事例の管理会社は民法改正を受け連帯保証契約書の取り交わしを求められたと思われます。

なお、これまで上限が無かった保証額に極度額が定められたとしても、連帯保証人の責任が重いことには変わりありません。連帯保証人を引き受ける場合は極度額を確認したうえで慎重に判断しましょう。☑場消費生活センター☎042-495-6212(相談専用)

※根保証契約…保証人になる時から、その債務者との間の取引で、将来にわたって発生する債務をすべて保証する契約。

清瀬市木造住宅耐震診断・耐震改修等助成制度

令和3年度より、耐震改修等助成制度に除却(取り壊し)が追加されました!

市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修・除却などに要した費用の一部を助成しています。いずれも事前に都市計画課へご相談ください。

①木造住宅耐震診断助成制度

☑場下記の対象住宅を所有し、所有権が共有とされた住宅の場合は、共有者全員によって合意された代表者で、市税を滞納していない方【対象住宅】昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を現に居住用としている住宅

【助成額】診断費用(税抜き)の3分の2以内で上限100,000円

②木造住宅耐震改修等助成制度

☑場①と同様の方で、助成対象住宅が借地の場合は、所有者に当該工事の承諾が得られる方

【対象住宅】①の制度を利用して耐震診断を実施し、診断の結果、上部構造評点1.0未満と診断された住宅【助成額】耐震改修工事費用または除却工事費用(税抜き)の3分の1以内で上限300,000円

※耐震診断及び改修等を行う機関は、市が指定する機関に限ります。☑場都市計画課都市計画係☎042-497-2093